

令和元年度

# 笠間市プレミアム付商品券事業

商品券名称 笠間市プレミアム付商品券

対象者 ①平成31年1月1日において、笠間市の住民基本台帳に記載が有り、令和元年度の住民税（均等割）が課税されていない方又は免除された方。  
（課税されている方の扶養親族や同一生計の方、生活保護の受給者は対象外です。）  
②3歳未満の児童を有する子育て世帯主(※1)  
（※1）令和元年6月1日において笠間市の住民基本台帳に記載が有り平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた児童がいる世帯の世帯主  
◎両方の要件に該当する方は両方とも購入可能です。

販売価格 4,000円／1セット(500円券×10枚綴り)  
1セットで5,000円分のお買い物ができます。

購入限度 ・上記①の該当者：1人につき5セットまで  
・上記②の該当者：対象児童1人につき5セットまで

販売期間 令和元年10月1日(火)～令和2年2月14日(金)

利用期間 令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

購入方法 ・上記①の住民税非課税に該当する方で購入を希望される方は「笠間市役所会福祉課」へ購入引換券交付申請書を提出し、その後、市から送付される引換と身分証明書を持参のうえ、郵便局窓口で購入してください。

**◎購入引換券交付申請書の受付期限：令和元年11月29日（金）**

・上記②の子育て世帯主に該当する方は申請書の提出は必要ありません。  
市から引換券を送付いたしますので、引換券と身分証明書を持参のうえ郵便局窓口で購入してください。

販売場所 笠間市内各郵便局

利用可能店舗 笠間市内の取扱店舗にてご利用できます。  
店舗の詳細については、引換券を送付の際に利用可能店舗一覧表を添付いたします。

## 【注意事項】

- \*商品券を転売することは、禁止です。
- \*現金との換金や預け入れはできません。
- \*たばこは、購入できません。
- \*商品券の返品や交換は一切できません。
- \*公共料金の支払いには、使用できません。
- \*換金性の高い物の購入はできません。
- \*盗難、紛失等について、発行者は、一切責任を負いません。
- \*医療保険や介護保険等(処方せんを含む)には、使用できません。
- \*釣銭はできませんので、額面以上にてご利用ください。
- \*商品券の有効期限にご注意ください。

商品券の有効期限 令和2年2月29日(土)

